

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報

CCI

NETWORK
2022 August
vol.317

8

特集 / 年次有給休暇のルール



令和4年度
春日部市民の日
(10/1)
協賛事業を募集
します

内容

原則 10/1(土)～31(月)に、「春日部市民の日記念」の名義を使用して、市内で実施するイベント等を募集しています。
＜例＞〇〇体験、〇〇ゲーム大会、演奏会、〇〇セール、〇〇プレゼント企画
協賛事業は市公式ホームページ・SNS等でPRします。

【申し込み・お問合せ】 春日部市シティセールス広報課 シティセールス推進担当 TEL.048-736-1111(内線2174)

募集期間

令和4年8月15日(月)まで
募集要項・申請方法の詳細につきましては、市ホームページまたは下記までお問い合わせください。



令和4年度第2回常議員会を開催

早川副会頭が次期会頭に内定

7月15日、当所大会議室にて、令和4年度第2回常議員会を31名出席のもと開催しました。

冒頭の挨拶で早川副会頭は、「新型コロナウイルスの感染がここに来て再拡大しており、第7波に入つたとされております。商工会議所では、一日も早く感染が収束することを願うと共に、さらに、融資や各種給付金、支援金、補助金などの申請をサポートしてまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、本日は、常議員会終了後に「かすかべ商工まつり」第1回目の

実行委員会を開催し、前回の企画委員会から継続審議となっていました開催の可否につきまして皆様から意見を聞きながら決定したいと思っておりますので、併せてよろしくお願い致します。」と述べました。さらに、第11期役員・議員の選任手続きについては、「本日ご出席の役員の皆様におかれましては、前回もお願い致しましたが、あらためまして引き続き役員として継続留任頂き商工会議所の活動にご協力頂きますようお願いいたします。」と述べました。

議事に入り、議案第1号入退会の承認について議決された後、臨時案件として野口副会頭より「第11期役員議員の選任手続きを円滑に進めるためにも、ここで早川副会頭を正式に次期会頭として内定したい。」との提案があり、出席者に諮ったところ満場一致で賛同を得ました。

議事終了後には、会員拡大表彰（青年部 鹿江陽介会長）及び日本商工会議所表彰（勤続20年表彰として、佐藤一常議員、落合直通常議員、海老原秀典常議員、井上功常議員）の表彰状伝達が行われました。



かすかべ商工まつり 中止決定

常議員会終了後、第26回かすかべ商工まつり実行委員会を開催し、今年度の開催可否について協議しました。田辺事務局長より、実施にあたり必要な感染対策の説明がなされた後、実行委員長である寺門副会頭が議事を進行、様々な意見が交わされた結果、最近の感染の再拡大を受け、断腸の思いで中止を決定しました。寺門副会頭は、「商工まつりの開催趣旨や意義を見つめ直す機会であるとし、来年の開催に向け早めに協議を始めた。」と述べました。

CONTENTS

1 春日部市民の日 協賛事業を募集します

埼玉県労働セミナー動画配信！
償却資産（固定資産税）の調査にご協力を

2 CCIレポート

令和4年度 第2回常議員会を開催
「早川副会頭が次期会頭に内定」

5 事業所訪問

「株式会社イシモ建設」

3・4 お知らせ

ゴルフ大会チャリティー贈呈式
第50回 春日部夏まつり開催
春日部商工会議所主催セミナー開催予定
かすかべフードセレクション新規申請受付
各種商品の認定制度活用について
第10回 春日部 夕涼みフェスタ開催

6・7 特集

「年次有給休暇のルール」

8 法律相談コラム

「相続土地国庫帰属制度について」

個別専門相談



《表紙について》

ハス

ハスは7月から9月に開花期を迎えます。花は短命で、花びらが開きはじめてから3～4日で散ってしまいます。また、午前中に咲いた花は午後には閉じてしまいます。早朝の涼しい時間帯に鑑賞するのがおすすめです。花言葉は、「清らかな心」。泥水を吸い上げながらも綺麗な花を咲かせることに由来しているそうです。



晴天の下、御輿並ぶ 第50回春日部夏まつり開催

7月9日、第50回春日部夏まつりが開催されました。感染防止対策の為、御輿のパレードは行われず、御輿の展示のみとなりましたが、3年ぶりにお披露目された24基もの御輿に、沿道に来ていた方々はお祭り気分を楽しんでいました。

ゴルフ大会チャリティー贈呈式
6月20日、春日部市社会福祉協議会にて、第25回会員親睦ゴルフ大会のチャリティーホールで協賛頂きました寄付金104,000円の贈呈式が行われました。
社協・時田美野吉会長から「このたびの皆様からの善意は市の福祉のため、大事に使わせて頂きます」と感謝の言葉がありました。ゴルフ大会参加者の皆様、善意のご寄付誠にありがとうございました。



《春日部商工会議所主催セミナー開催予定》

インボイス制度対策セミナー

日時／9月21日(水) 14時～16時
場所／春日部商工会議所 2F会議室
受講料／無料 定員／20名

【講師】鈴木 孝明

【内容】

- ① インボイス制度理解の上で必要な消費税の基礎知識
- ② インボイス制度の影響
(請求書・領収書・レシートの変化、消費税の申告について等)
- ③ インボイス制度に向けての対策方法
(課税業者・免税事業者が2023年までにすべきこと、経過措置とその影響)

人材の確保や定着のために知って

おきたい労働関係法改正セミナー

日時／9月27日(火) 14時～16時
場所／春日部商工会議所 2F会議室
受講料／無料 定員／20名

【講師】小島 慎一

【内容】

- ① 改正育児介護休業法の段階的施行
- ② 改正女性活躍推進法の適用企業の拡大
- ③ 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設
- ④ 健康保険・厚生年金保険の適用拡大
雇用保険料率の変更

※春日部商工会議所 (048・763・1122) へお電話にてお申込ください。事業所名、住所、電話番号、参加者氏名、業種をお伝えください。

《かすかべフードセレクションの新規申請を受け付けます》

かすかべフードセレクションは、春日部ならではの優れた加工食品を市が認定する制度です。認定商品のPRを通じ、地域イメージの向上、地域経済の活性化を図っています。

令和5年4月からの第4期(令和5年4月1日～令和8年3月31日)の新規認定に向け、申請受け付けを行います。食品に関わる事業者の皆さんからのご応募お待ちしております。

なお、認定の対象になる加工食品の種類や申請対象者、申請方法などの詳細につきましては、春日部市公式ホームページをご覧ください。

**申請期間▼
8月1日(月)～9月12日(月)**

認定商品は、右記のマークを付けることができます→



【お問合せ】春日部市役所 観光振興課 TEL.048-736-1111 (内線7768)

各種商品の認定制度活用について

埼玉県や春日部市などでは、郷土産業の振興や活性化を目的とした「彩の国優良ブランド品」や「かすかべフードセレクション」といった商品の認定制度がございます。

春日部商工会議所では、このような認定制度の活用をお考えの事業者を対象に商品開発や申請の支援を行っておりますので、申請をお考えの事業者の方は一度ご相談下さい。



【お問合せ】春日部商工会議所 中小相談所 経営支援課 TEL.048-763-1122

春日部

第10回

夕涼みフェスタ

開催

8月20日(土) 15時～19時
 ※雨天順延8月21日(日)
 場所／古利根公園橋
 および河川内周辺

「第10回夕涼みフェスタ in 公園橋」を、青年部主催のもと開催いたします。

今年はコロナ禍を意識して、密になる状況や飲酒を避けたかたちをとり、コロナ禍で我慢を強いられている子供達に楽しんでもらえるような内容としております。

春日部市を流れる大落古利根川を会場に、ボートで橋の下をくぐったり、カヤックを漕いでみたりといった体験ができ、子どもたちが夢中になれるゲームコーナーもお楽しみいただけます。

春日部にいてよかった、春日部に住み続けたい、と感じていただける機会を提供し、春日部に地元愛を育んでいただきたい、そんな思いで開催いたします。

感染症対策を行った上で、青年部一同、皆様のご来場をお待ちしております。



【イベント内容】

- ①ボート遊覧……………15時～18時※
- ②カヤック教室…………15時～18時※
- ③灯籠・風鈴……………15時～19時※
- ④ゲームコーナー………15時～18時

※印は事前予約又は当日お申込(先着順)が必要です。
 (新型コロナウイルスの感染拡大状況により、内容が変更となる場合があります。)

【お問合せ】春日部商工会議所 青年部
 TEL.048-763-1122

参加無料

埼玉県労働セミナー動画配信！

事業主の方、労務・経理の方々にとって大切な情報です。YouTubeでの配信なのでご都合に合わせて視聴可能です。

1 「知っておきたい！労働関係法令改正のトピック」

配信期間 ▶ 6月10日(金)～令和5年3月17日(金)

- 内容 ・改正育児介護休業法の段階的施行
 ・改正労働施策総合推進法の中小企業への拡大
 ・改正女性活躍推進法の適用企業の拡大
 ・雇用保険マルチジョブホルダー制度
 ・健康保険・厚生年金保険の適用拡大 など

お申込みはQRコード →



2 「労働法の基礎セミナー ～労働条件～」

配信期間 ▶ 7月14日(木)～令和5年3月17日(金)

- 内容 ・労働条件のルール
 ・同一労働・同一賃金
 ・時間外労働の上限、年次有給休暇について
 ・トラブル事例と対処法

お申込みはQRコード →



注意事項 ・お申込はインターネット受付のみとなります。 ・お申込の締切はすべて3月14日までです。
 ・お申込完了後、動画配信開始日に動画URL及びテキスト等をメールにてお送りします。

【お問合せ】埼玉県 産業労働部 働き方改革・テレワーク推進担当 TEL.048-830-4515

償却資産(固定資産税)の調査にご協力を

春日部市では、皆様からいただいた償却資産の申請書の確認のため、減価償却資産明細書や固定資産台帳の写し等について順次ご提出をお願いしているところです。

つきましては、「固定資産台帳(減価償却資産明細書)の写しの提出について(依頼)」の通知が届きましたら、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ】春日部市役所 資産税課 庶務償却担当 TEL.048-736-1111(内線 2354)

市内の業界で、いち早いドローン導入 業務効率化を図るイシモ建設

事業所訪問
～春日部あの店、この会社～



株式会社イシモ建設

代表取締役 石島 誠
春日部市浜川戸2-13-13
TEL 048-754-4359(代)

1988年に創業した「イシモ建設」は注文住宅やリフォーム、店舗や施設的设计施工、大規模修繕などを手掛け、2017年秋からは企業活動にドローンを導入。建物の修繕が必要な所を探したり、施工を記録したりするなど同社の新たな強みとなった。そんな社の現況を石島誠社長は「外壁や屋根の状態、瓦がズレているなど、ドローンを使えば撮影しながらお客さまと一緒に原因の場所を画面で見ることが出来る。その場でお客さまが知りたい情報を共有でき、納得していただいて進められ、全てがスムーズに進む」とサービス向上化を語る。

県内でも地域貢献の 先駆け企業として

2018年1月には、埼玉県内で建設業者として初めて、自治体とドローンを使う協定を春日部市と締結。この「災害時における無人航空機による協力に関する協定」は、災害時にドローンを使い、市や警察などに協力するということ。「不測の事態が起こったときにすぐ動けることが大事。当社は普段の企業活動でドローンを飛ばしているのので訓練できている。また、地域貢献したいという思いもあった」と石島社長。



IT導入とデジタル化で
イメージをリアルに
お客とのギャップを埋める

デジタル化とIT化を積極的に推進している。顧客には紙の設計図ではなく、大きなモニターで説明し、ネット上から顧客のイメージに合うデザインを探す。「最近は紙より画像で伝えることが多い。情報が多い中、お客さまとのギャップが埋まりやすい」という。さらに現場の社員はiPadを使い、現場で撮影した写真に書き込みするなど現地調査の報告資料を現場で作成。タイムリーに業者や顧客に伝えるなど仕事はスピードアップし、かつ提案の質も上がった。

新卒採用から見えた 社内改革

今年から新卒の採用も始めた。「5年後10年後を考えると、いろいろな世代が会社にいるほうがいい。新卒採用で会社を説明するに当たり、労働環境を見つめ直し、休日を増やすことに繋がった。引き続きIT化や労働環境改善に取り組み」と石島社長は力を込める。

年次有給休暇のルール



年次有給休暇の取得義務化が施行されて早3年が経過しています。今一度、年次有給休暇のルールについて確認しておきましょう！

**取得しなければ
ならない日数**

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ること等を目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

このため、全ての企業において、1年に10日以上、年次有給休暇が付与されている労働者に対し、年次有給休暇を5日は取得させることが義務化されました（年次有給

**付与しなければ
ならない日数**

雇入れの日から6か月継続して雇われており、全労働日の8割以上出勤している労働者には原則10日の年次有給休暇を与えなければなりません。これは管理監督者や有期雇用労働者も対象です。パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない場合には、所定労働日数に応じた年次有給休暇日数が比例付与されなければなりません。（左ページ表参照）

ホームページ用

動画撮影・編集・コーディング

製品紹介・事業案内は
動画で分かりやすく！



株式会社ぷらすエム
春日部市粕壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION



デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…

華陽印刷



①原則となる付与日数

■使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合
には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

②パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

■パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は
所定労働日数に応じて比例付与されます。

■比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が
4日以下または年間の所定労働日数が216日以下の労働者です。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

厚生労働省HPより引用 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>)

休暇の取得義務化 2019年4月施行・労働基準法。これに違反すると、労働基準監督署の指導もしくは30万円以下の罰金が科されます。
政府の数値目標では、2025年までに年次有給休暇の取得率を70%にすることとされています。

有給休暇の注意点

【有効期間は2年】

付与された有給休暇のうち、使われなかった分は翌年に持ち越せます。ただし、労働基準法第115条にて有給休暇の有効期間は2年までと定められています。

この期間を超えてしまうと、労働者は有給休暇の申請権利を失います。

【休暇管理簿の保存義務】

従業員がいつ有給休暇を取得したか「年次有給休暇管理簿」を作成して3年間保存しなければなりません。保存方法は、電子データでも紙媒体でもどちらでも構いません。
年次有給休暇管理簿には、以下の3点を必ず記載します。
①有給休暇を取得した日付、②1年間で有給休暇を取得した日数、③有給休暇を付与する基準日

【勤怠管理システムの見直し】

従来のタイムカードやエクセルでの勤怠管理では、労働時間と休暇を一括に管理できないほか、リアルタイムに把握できません。勤怠管理が正しく行えないと、労働基準法違反による罰則や社会的信用を損なう危険が伴います。

そこで、勤怠管理システムが役立ちます。残業時間や有給の取得、打刻状況を可視化できます。製品によっては有給休暇の日数が足りない、アラートが出るものもあり、トラブルを未然に防ぐことができます。

システムの導入も視野に入れ、適切な計算・管理を行いましょ！

労働法についてもっと知りたい

本会報誌P4では、埼玉県主催の労働セミナー動画配信についてご紹介しています。本年より新たに改正された育児介護休業、雇用保険マルチジョブホルダー制度等をまとめたものや、ワークライフバランスについての講座もごさいます。参加無料ですので、この機会に是非ご視聴ください。



いろいろあります
貸店舗&事務所等
アパート&マンション
買物便利なララガーデン近くに多数の物件あり!!
御相談は親切安心!! 地元創業47年。所有ビル42棟・管理建物78棟
知事免許(13)第6129号 春日部市中央1丁目55-19
アオイ土地建物
☎048-735-6551
<http://aoitochi.jimdo.com/>

春日部商工会議所
公式 facebook ページ
当所の新キャラクター・「くまはる」が、各種補助金情報や、当所で行う各種事業、会員企業様のご紹介などを配信しています。是非、フォローといいね！をお待ちしております。
Twitterもあります。(@KasukabeCci)
<https://www.facebook.com/kasukabecci1122/>

no.96

法律相談

コラム

相続土地国庫 帰属制度について



問い 令和5年4月27日に「相続土地国庫帰属制度」がスタートすると聞きましたが、その内容を教えてください。

答え 近年、相続により望まずに土地を取得した際の負担感が増しており、それに伴って、土地が管理されずに放置されるという問題が生じています。

このような問題に対処するため、相続や遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を備えれば、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度が創設されました。

それが「相続土地国庫帰属制度」で、施行は令和5年4月27日になります。

前述のとおり、一定の要件を備えれば国が土地を引き受けてくれることになりますが、他方、国への管理コストの転嫁や、土地の管理がおろそかになる恐れを考慮して、次のような要件が設定されました。

土地に関して却下される事由（その事由があると通常の管理・処分をするに当たり過分の費用・労力を要するとみなされ、直ちに却下されるもの）は、

- ① 建物がある土地
- ② 境界が明らかでない土地、その他の所有権の存否、帰属または範囲について争いがある土地

などがあります。

次に、不承認要件（費用・労力の過分性について個別の判断を要するとして審査対象になり、これに該当すると判断されると棄却になるもの）は、

- ① 土地の通常の管理または処分を阻害する工作物、車輛または樹木その他の有体物が地上にある土地
- ② 除去しなければ土地の通常の管理または処分をすることができない有体物が地下にある土地などがあります。

以上の要件を見ると分かるとおり、誰も住んでいない田舎の実家を相続したが、売却も管理も困難なのでこの制度を利用したいとお考えの場合、まず建物を撤去しなければならなりません。

次に、申し立てを済ませて、法務大臣の承認を受けた場合には、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮し算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付しなければなりません。なお、この費用は政令で定められます。以上のとおり、相続した土地を国庫に帰属させるには、要件をクリアし、さらに一定の費用を納める必要があります。今後、補助金等の手当てがなされることを期待したいところです。

著者：春日部法律事務所弁護士 大里 定則 ホームページ www.kasukabe-law.jp

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談！

※相談の際は、マスク着用・手指消毒・検温等の感染防止対策にご協力をお願いします。

金融相談	商工会議所相談室	労務・年金相談	商工会議所相談室または相談員事務所
8月4日(木) 8月18日(木) 9月1日(木) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関すること／教育ローンに関すること	随時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関すること／公的年金制度の仕組みに関すること
法律相談	商工会議所相談室	司法書士相談	商工会議所相談室または相談員事務所
8月4日(木) 8月18日(木) 9月1日(木) 弁護士	経営・法律に関すること／不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関すること	随時 司法書士	不動産の登記について／会社の登記について／少額訴訟の手続きについて／日常の法律について
経営相談	商工会議所相談室	特許・商標・発明相談	商工会議所相談室または相談員事務所
随時 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税務相談	商工会議所相談室	日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所で相談を行います。予約は相談日の3日前（経営相談のみ1週間前）までをお願いいたします。秘密は厳守いたします。	
8月9日(火) 9月13日(火) 弁護士	相続・贈与税に関すること／帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関すること		

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 経営支援課 TEL.048-763-1122